

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 2 日

道路工事等事業者 様

高島市長 今 城 克 啓
(公 印 省 略)

道路の通行制限又は禁止（道路法第 4 6 条関係）の申請方法の変更について

平素は、本誌の道路管理行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、道路工事等により高島市道の通行を制限もしくは禁止する場合には、「道路の通行禁止または制限について（依頼）」をご提出いただいておりますが、道路法第 4 6 条の規定では、道路管理者が直接実施する通行制限以外は、同法の対象とならないと判断されることから、今後は下記の通り改めさせていただきますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、申請方法の変更日は令和 7 年 1 0 月 1 日からとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

【改定後の手続き】〈提出先：高島市役所都市整備部土木課〉

①道路占用工事もしくは道路工事施行承認工事に伴う通行制限または通行禁止を行う場合

※道路占用もしくは道路工事施行承認の申請書類と合わせて下記書類を提出してください

- ・ 通行規制図
- ・ 迂回路図（迂回が必要な場合）
- ・ 道路の通行制限に伴う協議先一覧表

②道路工事以外の目的で通行制限または通行禁止を行う場合

（道路区域外の工事に際して制限を行う場合も含む）

※通行制限の内容を示した「道路一時使用の届出」を 2 部提出してください

問い合わせ先 高島市役所 都市整備部 土木課 電話 0740-25-8570
--

道路の通行制限に関する提出書類一覧

【改定前】

①道路占用工事もしくは道路工事施行承認工事に伴う通行制限または通行禁止を行う場合

○道路占用許可申請書もしくは道路工事施行承認申請書一式

○道路の通行制限又は禁止（道路法第46条関係）依頼書

- ・通行規制図
- ・迂回路図（迂回が必要な場合）
- ・道路の通行制限に伴う協議先一覧表

②道路工事以外の目的で通行制限または通行禁止を行う場合

○道路の通行制限又は禁止（道路法第46条関係）依頼書

- ・通行規制図
- ・迂回路図（迂回が必要な場合）
- ・道路の通行制限に伴う協議先一覧表

【改定後】〈提出先：高島市役所都市整備部土木課〉

①道路占用工事もしくは道路工事施行承認工事に伴う通行制限または通行禁止を行う場合

○道路占用許可申請書もしくは道路工事施行承認申請書一式

- ・通行規制図
- ・迂回路図（迂回が必要な場合）
- ・道路の通行制限に伴う協議先一覧表

②道路工事以外の目的で通行制限または通行禁止を行う場合

○道路一時使用届出

- ・通行規制図
- ・迂回路図（迂回が必要な場合）
- ・道路の通行制限に伴う協議先一覧表